

## 1 IV. リスク管理措置の点検

2

## 3 1. 国際的な基準及び各国の対策の概要

4 国際的な基準である OIE コードでは、輸入規制及び飼料規制等の実施状況  
5 の評価に基づき各国のリスクステータスが認定されることになっている。また、  
6 リスクステータスに応じて、SRM 除去等の食肉処理に関する貿易条件が  
7 規定されている(参照 1)。OIE 及び各国の BSE 対策の概要を以下に示す。

8

9

## 10 (1) 飼料規制

11 OIE は、リスクステータスの評価において、反すう動物由来の肉骨粉等  
12 が反すう動物に給餌されていないことを、無視できるリスクの国又は管理  
13 されたリスクの国に認定するための要件としている(参照 1)。日本、米国、  
14 カナダ及びアイルランドは、当該基準と同等以上の措置を講じている。肉  
15 骨粉の飼料規制の概要を表 1 に示した(参照 1- 5)。

16

## 17 (2) BSE サーベイランス体制

18 OIE は、リスクステータスに応じたサーベイランスの実施を求めている  
19 (参照 1)。日本、米国、カナダ及びアイルランドは、当該基準と同等以上の  
20 措置<sup>1</sup>を講じている。BSE サーベイランス体制の概要を表 2 に示した(参照  
21 1, 3- 7)。

22

## 23 (3) 特定危険部位 (SRM)

24 OIE は、管理されたリスクの国に対し、表 3 に示す範囲を SRM と定義  
25 している。一方、無視できるリスクの国に対して SRM の設定は求めている  
26 ない。(参照 1)。SRM の概要を表 3 に示した(参照 1, 3- 6, 8- 10)。

27 なお、日本に輸入される牛肉等については、日本が定める SRM の範囲を  
28 除去していることが、輸入の条件とされている。

29

---

<sup>1</sup> OIE コードでは、検査が行われた牛の月齢及び検査区分（健康と畜牛、死亡牛、緊急と畜牛及び臨床症状牛）によってポイントが定められており、各国は、自国における過去 7 年間のポイントの合計が、その国のリスクステータスに対して求められる値を超えるようにサーベイランスを実施する必要がある。

1 表 1 飼料規制の概要（2018年6月末現在）

		給与対象動物							
		OIE		日本		米国・カナダ		EU	
		反すう動物	豚・鶏	反すう動物	豚・鶏	反すう動物	豚・鶏	反すう動物	豚・鶏
肉 骨 粉	反すう動物	×	○	×	×	×	○*	×	×
	豚	○	○	×	○	○	○	×	×
	鶏	○	○	×	○	○	○	×	×

2 \*30 か月齢以上の牛の脳及び脊髄等を飼料原料として使用することは禁止されている。

3 ○：給与可、×：給与禁止

4

5 表 2 BSEサーベイランス体制の概要（2018年6月末現在）

	OIE	日本	米国	カナダ	EU*
無視できるリスクの国	5万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランス（30か月齢超のBSEの臨床的疑い例は全て対象。）	48か月齢以上の死亡牛等の死亡牛等（48か月齢未満であっても、中枢神経症状を呈した牛、歩行困難牛等は対象。）	30か月齢超の高リスク牛※、全月齢のBSEを疑う神経症状を呈する牛等		48か月齢超の高リスク牛※（48か月齢未満であっても、臨床的にBSEを疑う牛は対象。）
管理されたリスクの国	10万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランス（30か月齢超のBSEの臨床的疑い例は全て対象。）			30か月齢超の高リスク牛※、全月齢のBSEを疑う神経症状を呈する牛等	

6 ※高リスク牛：中枢神経症状を呈した牛、死亡牛、歩行困難牛など

7 \*ブルガリア及びルーマニアについては、30か月齢超の健康と畜牛もサーベイランスの対象とされている。

9

表 3 SRMの概要（2018年6月末現在）

	OIE	日本	米国	カナダ	EU
無視できるリスクの国	(SRMの設定を求めていない)	<ul style="list-style-type: none"> <li>全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄</li> <li>30か月齢超の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30か月齢以上の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、脊椎（尾椎、胸椎及び腰椎の横突起並びに仙骨翼を除く。）及び背根神経節</li> <li>全月齢の扁桃及び回腸遠位部</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>12か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む。）及び脊髄</li> </ul>
管理されたリスクの国	<ul style="list-style-type: none"> <li>30か月齢超の脳、眼、脊髄、頭蓋骨及び脊柱</li> <li>全月齢の扁桃及び回腸遠位部</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>30か月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、眼、扁桃、脊髄及び背根神経節</li> <li>全月齢の回腸遠位部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>12か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む。）及び脊髄</li> <li>30か月齢超の脊柱（尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む。）</li> <li>全月齢の扁桃並びに小腸の後部4メートル、盲腸及び腸間膜</li> </ul>

1 <参照文献>

- 2 1 国際獣疫事務局 (OIE) . Terrestrial Animal Health Code. Chapter 11.4.  
3 Bovine spongiform encephalopathy. 2017.
- 4 2 農林水産省. 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 (昭和 51 年  
5 7 月 24 日付け農林省令第 35 号) .1976
- 6 3 米国諮問参考資料. 1-1. Basic questionnaire for the preparation of  
7 information needed for the risk assessment of Bovine Spongiform  
8 Encephalopathy (BSE). 2012.
- 9 4 カナダ諮問参考資料. 1-1. Basic questionnaire for the preparation of  
10 information needed for the risk assessment of Bovine Spongiform  
11 Encephalopathy (BSE). 2012.
- 12 5 アイルランド諮問参考資料. 1-2. Basic questionnaire for the  
13 preparation of information needed for the risk assessment of Bovine  
14 Spongiform Encephalopathy (BSE). 2017.
- 15 6 欧州議会及び欧州連合理事会. 欧州議会及び理事会規則 (EC) No  
16 999/2001. 2017.
- 17 7 農林水産省. 家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号) .1951
- 18 8 厚生労働省. と畜場法施行規則 (昭和 28 年厚生省令第 44 号) .1953
- 19 9 厚生労働省. 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則 (平成  
20 14 年厚生労働省令第 89 号) .2002
- 21 10 厚生労働省. 食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準 (昭和 34 年  
22 厚生省告示 370 号) .1959
- 23